

財団法人大阪市職員互助会寄附行為

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、財団法人大阪市職員互助会（以下「互助会」という。）と称する。

(事務所)

第2条 互助会は、主たる事務所を大阪府大阪市に置く。

第2章 目的及び事業

(目 的)

第3条 互助会は、大阪市職員等の福祉の増進と福利厚生の実を図り、大阪市行政の円滑な推進に資するとともに、広く公共の福祉の向上に寄与することを目的とする。

(事 業)

第4条 互助会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 大阪市職員等の福利厚生に関する事業
- (2) 大阪市が行う福利厚生に関する事務事業の受託
- (3) 大阪市民の福祉及び便益に資する事業
- (4) 前各号に掲げるもののほか、互助会の目的を達成するために必要な事業

第3章 資産及び会計

(資産の構成)

第5条 互助会の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された財産
- (2) 寄附金品
- (3) 会員の掛金
- (4) 資産から生ずる収入
- (5) 事業に伴う収入
- (6) その他の収入

(資産の種類)

第6条 互助会の資産は、基本財産及び運用財産の2種類とする。

2 基本財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録中、基本財産の部に記載された財産
- (2) 基本財産とすることを指定して寄附された財産
- (3) 評議員会で基本財産に繰り入れることを決議した財産

3 運用財産は、基本財産以外の財産とする。

(資産の管理)

第7条 互助会の資産は、理事長が管理し、その管理方法は理事会の決議により定める。

2 基本財産は、互助会の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならず、基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を要する。

(事業年度)

第8条 互助会の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び予算)

第9条 互助会の事業計画書、予算書については、毎事業年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の決議を経て、評議員会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第10条 互助会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、かつ、第3号から第5号までの書類について会計監査人の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時評議員会に報告しなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書(正味財産増減計算書)

(5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書

2 前項第3号から第5号までの書類については、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則第64条において準用する同規則第48条に定める要件に該当しない場合には、前項中、定時評議員会への報告に代えて、定時評議員会の承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、監査報告及び会計監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、寄附行為を主たる事務所に備え置くものとする。

第4章 評 議 員

(評議員)

第11条 互助会に、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）上の評議員を置く。

2 前項の評議員は、15名以上22名以内とする。

(評議員の選任及び解任)

第12条 評議員の選任及び解任は、法人法第179条から第195条の規定に従い、評議員会において行う。

(任 期)

第13条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。

3 評議員は第11条第2項に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員に対する報酬等)

第14条 評議員に対する報酬は、原則として無報酬とする。ただし、会員以外の学識経験を有する評議員に対する報酬については、各年度の総額が780,000円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬として支給する。

2 評議員がその職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

第5章 評議員会

(構成)

第15条 互助会に、法人法上の評議員会を置く。

2 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(権限)

第16条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事並びに会計監査人の選任及び解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）並びにこれらの附属明細書の承認
- (5) 寄附行為の変更
- (6) 残余財産の処分
- (7) 基本財産の処分又は除外の承認
- (8) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの寄附行為で定められた事項

(開催)

第17条 評議員会は、定時評議員会として毎事業年度の終了後3月以内に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第18条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

3 評議員会を招集するには、理事長は、評議員会の日々の1週間前までに、評議員に対して、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面でその通知を発しなければならない。

(議 長)

第19条 評議員会の議長は、当該評議員会において、出席評議員の中から選出する。

(決 議)

第20条 評議員会の決議は、この寄附行為に別段の定めがあるもののほか、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行い、可否同数のときは議長の裁決するところによる。

2 前項前段の場合において、議長は、評議員会の決議に評議員として議決に加わることができない。

3 第1項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(1) 監事の解任

(2) 評議員に対する報酬等の支給の基準

(3) 寄附行為の変更

(4) 基本財産の処分又は除外の承認

(5) その他法令で定められた事項

4 理事又は監事並びに会計監査人を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者

の合計数が第24条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(決議の省略)

第21条 理事が評議員会の目的である事項について提案をした場合において、その提案につき議決に加わることができる評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第22条 理事が評議員の全員に対して評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を評議員会に報告することを要しないことにつき、評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の評議員会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第23条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議事録には、議長及びその会議に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人2名が、前項の議事録に記名押印する。

第6章 役員及び会計監査人

(役員及び会計監査人の設置)

第24条 互助会に、法人法上の次の役員を置く。

(1) 理事 6名以上10名以内

(2) 監事 3名以内

- 2 理事のうち1名を理事長、2名を副理事長、1名を執行理事とする。
- 3 前項の理事長をもって法人法上の代表理事とし、執行理事をもって同法第197条において準用する第91条第1項第2号の業務執行理事とする。
- 4 互助会に、会計監査人を置く。

(役員及び会計監査人の選任)

第25条 理事及び監事並びに会計監査人は、評議員会の決議によって選任する。

- 2 理事長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 副理事長及び執行理事は、理事の中から理事長が推薦し、理事会の決議によって選定する。
- 4 各理事について、理事及びその理事の親族等である理事の合計数は、理事の総数の3分の1以下でなければならない。
- 5 監事は、互助会の理事若しくは使用人を兼ねることができない。

(理事の職務及び権限)

第26条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの寄附行為で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 理事長は、法令及びこの寄附行為で定めるところにより、互助会を代表し、その業務を執行する。
- 3 副理事長は、理事長を補佐して、業務を執行する。
- 4 執行理事は、理事長及び副理事長を補佐して、業務を分担執行する。
- 5 理事長及び副理事長並びに執行理事は、毎事業年度に4月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第27条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、互助会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

3 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べる。

(会計監査人の職務及び権限)

第28条 会計監査人は、法令で定めるところにより、互助会の貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）並びにこれらの附属明細書を監査し、会計監査報告を作成する。

2 会計監査人は、いつでも、次に掲げるものの閲覧及び謄写をし、又は理事及び使用人に対し、会計に関する報告を求めることができる。

(1) 会計帳簿又はこれに関する資料が書面をもって作成されているときは、当該書面

(2) 会計帳簿又はこれに関する資料が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を法令で定める方法により表示したもの

(役員及び会計監査人の任期)

第29条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事又は監事は、第24条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

5 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、その定時評議員会において別段の決議がされなかったときは、再任されたものとみなす。

(役員及び会計監査人の解任)

第30条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

2 会計監査人が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 会計監査人としてふさわしくない非行があったとき。

(3) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

3 監事は、会計監査人が、前項第1号から第3号までのいずれかに該当するときは、監事全員の同意により、会計監査人を解任することができる。この場合、監事は、解任した旨及び解任の理由を、解任後最初に招集される評議員会に報告するものとする。

(報酬等)

第31条 理事及び監事に対する報酬は、原則として無報酬とする。ただし、常

勤の理事及び学識経験を有する監事に対しては、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

- 2 会計監査人に対する報酬等は、監事の同意を得て、理事会において定める。
- 3 理事及び監事並びに会計監査人には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

第7章 理事会

(構成)

第32条 互助会に、法人法上の理事会を置く。

- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第33条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 互助会の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長及び副理事長並びに執行理事の選定及び解職

(開催)

第34条 理事会は、通常理事会として、毎事業年度に2回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第35条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、副理事長が理事会を招集する。

3 理事会を招集する者は、理事会の日の1週間前までに、各理事及び各監事に対して、理事会の日時、場所、目的、その他必要な事項を記載した書面でその通知を発しなければならない。

(議 長)

第36条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。ただし、理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、副理事長がこれに当たる。

(決 議)

第37条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行い、可否同数のときは議長の裁決するところによる。

2 前項前段の場合において、議長は、理事会の決議に理事として議決に加わることができない。

(決議の省略)

第38条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、その提案につき議決に加わることができる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事はその提案について異議を述べたときを除く。）は、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第39条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、その事項を理事会へ報告することを要しない。

2 前項の規定は、第26条第5項の規定による報告には適用しない。

(議事録)

第40条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した理事長及び執行理事並びに監事は、前項の議事録に記名押印する。

第8章 委員会

(委員会)

第41条 互助会の事業の円滑な運営を図るため、理事会の決議により、委員会を置くことができる。

2 委員会の委員は、理事会において選任する。

3 委員会の組織及び運営に関する必要な事項は、理事会の決議によって別に定める。

第9章 寄附行為の変更及び解散

(寄附行為の変更)

第42条 この寄附行為は、評議員会において評議員の3分の2以上の決議を経て、かつ、大阪府知事の認可を得なければ変更することができない。

2 前項の規定は、この寄附行為の第3条及び第4条並びに第12条についても適用する。

(解散)

第43条 互助会は、基本財産の滅失による互助会の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

(剰余金の分配の制限)

第 44 条 互助会は、剰余金の分配を行うことができない。

(剰余財産の帰属)

第 45 条 互助会が清算をする場合において有する剰余財産は、評議員会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第 10 章 公告の方法

(公告の方法)

第 46 条 互助会の公告は、電子公告により行う。

- 2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法による。

第 11 章 会 員

(会 員)

第 47 条 互助会に会員を置く。

- 2 会員は、互助会の目的及び事業の推進に積極的に協力するものとする。
- 3 会員は、互助会に掛金を納入しなければならない。
- 4 会員に関する資格、掛金その他必要な事項は、評議員会の決議により別に定める。

第 12 章 事 務 局

(事務局)

第48条 互助会の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局には、所要の職員を置く。

3 職員は、理事長が任免する。

4 事務局の組織及び運営に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第13章 補 則

(委 任)

第49条 この寄附行為に定めるもののほか、互助会の運営に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

附 則

1 この寄附行為は、大阪府知事の設立許可のあった日から施行する。

2 この法人の設立当初の役員及びその任期は、第14条及び第16条の規定にかかわらず別紙のとおりとする。

3 組合の設立初年度の事業計画及び収支予算は、第10条の規定にかかわらず、設立者の定めるところによる。

4 組合の設立当初の会計年度は、第12条の規定にかかわらず、この寄附行為の施行の日から昭和64年3月31日までとする。

5 組合は、この寄附行為の施行の日の前日において存する大阪市職員互助組合（以下「旧互助組合」という。）の有する一切の権利義務を承継する。

6 この寄附行為の施行の際、現に旧互助組合の職員であった者は、引き続き第20条に規定する職員とする。

7 この寄附行為の施行の際、現に旧互助組合の組合員であった者は、引き続き第29条に規定する組合員とする。

附 則

1 この寄附行為は、平成19年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第14条第1項及び第4項の改正規定、同条第5項の改正規定中「学識経験を有する者の中から1人」に改める部分、第15条第3項及び第4項の改正規定並びに第19条第2項の改正規定中「互選により選ばれた者（この寄附行為中「互選評議員」という。）」に改める部分 平成19年7月1日

(2) 第13条第1号及び第2号の改正規定及び第19条第1項の改正規定中「46人」に改める部分 改正後の寄附行為の規定により新たに役員又は評議員が選任された日

附 則

1 この寄附行為は、平成19年7月1日から施行する。

附 則

1 この寄附行為は、平成23年8月20日から施行する。

2 改正後の寄附行為第12条の規定は、改正当初の評議員の選任については旧主務官庁の認可を受けた「財団法人大阪市職員互助会における最初の評議員の選任方法」によることとする。

大阪市職員互助会役員名簿

任期 平成25年6月評議員会

理事会推薦			会員推薦		
役職名	氏名	所属	役職名	氏名	所属
理事長	村上 龍一	総務局	副理事長	田中 浩二	淀川区
副理事長	益 英之	交通局	理事	日吉 一彦	ゆとりとみどり振興局
執行理事	穂積 慶輝	総務局	理事	東 憲一	交通局
理事	木村 猛	水道局	理事	笠島 忠浩	水道局
理事	林田 潔	教育委員会事務局	理事	山田 一雄	天下茶屋幼稚園

任期 平成27年6月評議員会

監事	古畑 克法	総務局	監事	中山 久雄	交通局
監事	谷口 秀夫	税理士			

会計監査人	恒栄監査法人
-------	--------

平成23年8月29日現在

平成22年度

事業報告書

財団法人 大阪市職員互助会

平成22年度事業報告

当互助会は、財団法人設立の趣旨に則り、大阪市民の福祉及び便益に資する事業、地方自治の啓発に関する事業、市職員等の福利厚生に関する事業等を実施しております。平成22年度の主な事業の実績は次のとおりです。

1 大阪市民の福祉及び便益に資する事業

(1) 市民の福祉に資する事業

「大阪市音楽団クリスマスコンサート」「ふれあい文楽」の実施及び、大阪市内の母子生活支援施設への寄付を行った。

また、「光のルネサンス」に参画し、イルミネーションの展示を実施した。

(2) 市民の便益に資する事業

職員会館の市民利用をはかり、各種会議、研修会、懇親会など市民が集う場の提供を行った。

・ヴィアール大阪 大阪市中央区安土町3-1-3

市民利用実績 延107,973人

2 地方自治の啓発に関する事業

「地方分権シンポジウム」への協賛を実施した。また、大阪市へ「人の都 大阪市」のロゴマークの型を寄付した。

3 市が行う福利厚生に関する事務事業の受託

(1) 貯金取扱事業

市が行う労働基準法第18条第2項の規定による職員の貯金に関する事務を受託し、遂行した。

(2) 健康増進施設利用助成事業に関する業務

市が行う健康増進施設利用助成事業に関する業務を受託し、遂行した。

4 市職員等の福利厚生に関する事業

(1) 給付事業

職員の慶弔等に際し給付事業を実施した。 延2, 792件

(2) 慰安厚生事業

職員が希望する利用対象施設において、割引利用できる会員証及び商品との交換、旅行などに使うことができるポイントを会員に配付した。

(3) 遺児育英資金補助事業

在職中死亡の職員の遺児に対して育英資金の補助を実施した。

平成23年3月末支給者数 134名

(4) 厚生資金貸付事業

職員の生活上の不時の出費に対して資金の貸付を実施した。

延2, 806件

(5) 物資あっせん事業

職員の生活利便の向上を図るため、日用品等の販売斡旋等を実施した。

(6) 保険取扱事業

職員の安定したライフプランを構築させるため、不慮の事故・災害・病気等に備え、各種保険の取扱いを行った。

平成23年3月末契約件数 延88, 494件

(7) 結婚に関する事業

職員のライフイベントを援助するため、結婚式の取扱いを行った。

結婚式 43件

(8) 特約店あっせん事業

職員の利便に供するため、百貨店・電気製品・企画旅行等の各種専門店を特約店に指定した。

平成23年3月末特約店舗数 81店舗

(9) 職員会館の経営

職員の文化教養の向上あるいは親睦・娯楽等に供し、元気回復をはかるため、職員会館の運営を行った。

・ ヴィアーレ大阪 大阪府中央区安土町3-1-3

職員利用実績 延87,600人

(10) 火災共済事業

火災等の災害に対する共済保険事業を実施した。

給付件数 13件

平成23年3月末加入件数 11,130件

(11) その他

会報（4回）を作成し、配付した。

平成22年度

決 算 書

財団法人 大阪市職員互助会

正味財産増減計算書内訳表

財団法人 大阪市職員互助会

平成 22年4月1日から 平成 23年3月31日まで

(単位 : 円)

科 目	実施事業等会計	その他会計	法人会計	合 計
I 一般正味財産増減の部				
1. 経常増減の部				
(1) 経常収益				
基本財産運用益	0	0	570,000	570,000
基本財産受取利息	0	0	570,000	570,000
特定資産運用益	0	195,931,828	0	195,931,828
特定資産受取利息	0	195,931,828	0	195,931,828
事業収益	0	2,231,195,845	0	2,231,195,845
会員掛金収益	0	610,577,563	0	610,577,563
市交付金収益	0	149,054,422	0	149,054,422
受託事業収益	0	76,897,760	0	76,897,760
厚生資金貸付事業収益	0	233,497,012	0	233,497,012
物品供給事業収益	0	16,495,160	0	16,495,160
保険取扱事業収益	0	236,238,813	0	236,238,813
会館経営事業収益	0	780,938,766	0	780,938,766
火災共済事業収益	0	126,701,749	0	126,701,749
その他厚生事業収益	0	735,000	0	735,000
その他貯金取扱事業収益	0	59,600	0	59,600
雑収益	0	2,270,804,229	14,074,534	2,284,878,763
受取利息及配当金	0	2,270,304,677	0	2,270,304,677
投資有価証券償還益	0	499,552	0	499,552
その他雑収益	0	0	14,074,534	14,074,534
共用資産負担収益	0	0	21,176,346	21,176,346
減価償却額負担収益	0	0	21,176,346	21,176,346
引当金戻入額	0	4,398,560,000	0	4,398,560,000
引当金戻入額	0	4,398,560,000	0	4,398,560,000
経常収益計	0	9,096,491,902	35,820,880	9,132,312,782
(2) 経常費用				
事業費	42,198,207	4,601,712,011	0	4,643,910,218
公益事業費	16,996,820	0	0	16,996,820
長期給付事業費	0	149,054,422	0	149,054,422
短期給付事業費	0	340,133,561	0	340,133,561
慰安厚生事業費	0	1,164,049,049	0	1,164,049,049
受託事業費	0	76,493,205	0	76,493,205
減価償却費	0	33,891,689	0	33,891,689
厚生資金貸付事業費	0	110,962,863	0	110,962,863
物品供給事業費	0	5,555,570	0	5,555,570
保険取扱事業費	0	3,737,834	0	3,737,834
会館経営事業費	0	771,399,436	0	771,399,436
貯金取扱事業費	0	1,665,591,235	0	1,665,591,235
火災共済事業費	0	4,941,741	0	4,941,741
遺児育英事業費	0	17,410,560	0	17,410,560
職員費	14,171,250	70,748,931	0	84,920,181
旅費交通費	61,208	305,581	0	366,789
事務費	1,316,230	6,571,197	0	7,887,427
役務費	8,236,814	162,266,725	0	170,503,539
賃借料	917,440	4,580,254	0	5,497,694
租税公課	3,458	11,546,968	0	11,550,426
雑費	494,987	2,471,190	0	2,966,177
管理費	0	0	103,543,919	103,543,919
職員費	0	0	22,542,800	22,542,800
旅費交通費	0	0	96,911	96,911
事務費	0	0	17,395,293	17,395,293
役務費	0	0	18,046,295	18,046,295
賃借料	0	0	1,452,610	1,452,610
租税公課	0	0	282,574	282,574
支払利息	0	0	9,076,815	9,076,815
減価償却費	0	0	33,826,894	33,826,894
雑費	0	0	823,727	823,727
雑損失	0	99,174	0	99,174
投資有価証券償還損	0	99,174	0	99,174
共用資産負担支出	2,795,277	13,955,215	4,425,854	21,176,346
減価償却額負担支出	2,795,277	13,955,215	4,425,854	21,176,346
引当金繰入額	0	4,377,900,000	0	4,377,900,000
引当金繰入額	0	4,377,900,000	0	4,377,900,000
経常費用計	44,993,484	8,993,666,400	107,969,773	9,146,629,657
評価損益等調整前当期経常増減額	△ 44,993,484	102,825,502	△ 72,148,893	△ 14,316,875
特定資産評価損益等	0	0	△ 1,293,399,633	△ 1,293,399,633
投資有価証券評価損益等	0	0	△ 13,657,040,316	△ 13,657,040,316
評価損益計	0	0	△ 14,950,439,949	△ 14,950,439,949
当期経常増減額	△ 44,993,484	102,825,502	△ 15,022,588,842	△ 14,964,756,824
2. 経常外増減の部				
(1) 経常外収益				
有価証券売却益	0	10,586,839	0	10,586,839
有価証券売却益	0	10,586,839	0	10,586,839
経常外収益計	0	10,586,839	0	10,586,839
(2) 経常外費用				
雑損失	0	66,952,132	0	66,952,132
その他雑損失	0	66,952,132	0	66,952,132
有価証券売却費用	0	323,875	0	323,875
有価証券売却費用	0	323,875	0	323,875
経常外費用計	0	67,276,007	0	67,276,007
当期経常外増減額	0	△ 56,689,168	0	△ 56,689,168
他会計振替額	48,259,248	△ 17,018,359,461	16,970,100,213	0
税引前当期一般正味財産増減額	3,265,764	△ 16,972,223,127	1,947,511,371	△ 15,021,445,992
法人税等	0	79,990,000	0	79,990,000
当期一般正味財産増減額	3,265,764	△ 17,052,213,127	1,947,511,371	△ 15,101,435,992
一般正味財産期首残高	△ 3,267,764	22,452,213,127	△ 427,258,040	22,021,687,323
一般正味財産期末残高	△ 2,000	5,400,000,000	1,520,253,331	6,920,251,331
II 指定正味財産増減の部				
当期指定正味財産増減額	0	0	0	0
指定正味財産期首残高	0	0	0	0
指定正味財産期末残高	0	0	0	0
III 正味財産期末残高	△ 2,000	5,400,000,000	1,520,253,331	6,920,251,331

貸借対照表内訳表

財団法人 大阪市職員互助会

平成23年3月31日現在

(単位 : 円)

科 目	実施事業等会計	その他会計	法人会計	内部取引消去	合 計
I 資産の部					
1. 流動資産					
現金預金	4,066,475	12,089,211,205	3,877,522,942		15,970,800,622
売掛金	0	15,924,884	0		15,924,884
未収金	0	135,610,012	230,001		135,840,013
前払金	0	0	559,819		559,819
仮払金	0	400,000	525,000		925,000
立替金	0	330,310	5,000		335,310
前払費用	0	8,053,890	3,487,375		11,541,265
預け運用資産	0	90,041,788,376	0	△ 90,041,788,376	-
会計間勘定	0	7,799,283,384	38,416,747,027	△ 46,216,030,411	-
流動資産合計	4,066,475	110,090,602,061	42,299,077,164	△ 136,257,818,787	16,135,926,913
2. 固定資産					
(1) 基本財産					
投資有価証券	0	0	30,000,000		30,000,000
基本財産合計	0	0	30,000,000		30,000,000
(2) 特定資産					
共済事業積立金	0	0	401,337,068		401,337,068
貯金事業積立金	0	0	5,406,146,603		5,406,146,603
遺児育英事業積立金	0	0	367,246,285		367,246,285
特定資産合計	0	0	6,174,729,956		6,174,729,956
(3) その他固定資産					
車両運搬具	0	0	346,500		346,500
車両運搬具減価償却累計額	0	0	△ 343,031		△ 343,031
器具備品	0	231,000	234,756,014		234,987,014
器具備品減価償却累計額	0	△ 228,686	△ 218,429,938		△ 218,658,624
一括償却資産	0	0	2,219,772		2,219,772
電話加入権	0	0	1,106,784		1,106,784
ソフトウェア	0	31,192,595	37,848,269		69,040,864
差入保証金	0	984,000,002	1,467,090,000		2,451,090,002
厚生資金貸付金	0	6,035,294,668	0		6,035,294,668
投資有価証券	0	0	72,189,443,957		72,189,443,957
その他固定資産	0	55,000,000	500,000		55,500,000
その他固定資産合計	0	7,105,489,579	73,714,538,327		80,820,027,906
固定資産合計	0	7,105,489,579	79,919,268,283		87,024,757,862
資産合計	4,066,475	117,196,091,640	122,218,345,447	△ 136,257,818,787	103,160,684,775
II 負債の部					
1. 流動負債					
買掛金	0	11,971,425	0		11,971,425
未払金	4,066,475	379,545,357	6,378,954		389,990,786
法人税等未払金	0	80,486,500	0		80,486,500
消費税未払金	0	0	5,403,600		5,403,600
未払費用	0	816,309,413	0		816,309,413
前受金	0	2,017,920	0		2,017,920
預り金	0	139,279,402	384,832		139,664,234
仮受金	0	61,800	0		61,800
4互助協定預り金	0	0	3,799,282,690		3,799,282,690
預かり運用資産	0	0	90,041,788,376	△ 90,041,788,376	-
会計間勘定	2,000	19,773,302,664	26,442,725,747	△ 46,216,030,411	-
仮受金預入仮勘定	0	0	2,127,917		2,127,917
流動負債合計	4,068,475	21,202,974,481	120,298,092,116	△ 136,257,818,787	5,247,316,285
2. 固定負債					
長期借入金	0	0	400,000,000		400,000,000
引当金	0	4,377,900,000	0		4,377,900,000
会員貯金	0	86,175,217,159	0		86,175,217,159
受入保証金	0	40,000,000	0		40,000,000
固定負債合計	0	90,593,117,159	400,000,000		90,993,117,159
負債合計	4,068,475	111,796,091,640	120,698,092,116	△ 136,257,818,787	96,240,433,444
III 正味財産の部					
1. 指定正味財産					
指定正味財産合計	0	0	0		0
2. 一般正味財産					
(うち基本財産への充当額)	△ 2,000	5,400,000,000	1,520,253,331		6,920,251,331
(うち特定資産への充当額)	0	0	30,000,000		30,000,000
正味財産合計	△ 2,000	5,400,000,000	1,520,253,331		6,920,251,331
負債及び正味財産合計	4,066,475	117,196,091,640	122,218,345,447	△ 136,257,818,787	103,160,684,775

財 産 目 録
平成23年3月31日現在

科目		金額	
I 資産の部			
1. 流動資産			
現金預金			
基本預金Ⅰ	みずほ銀行 大阪支店	3,190,459,465	
基本預金Ⅱ	りそな銀行 大阪公務部	819,163,454	
基本預金Ⅲ	三菱東京UFJ銀行 大阪公務部	664,728,562	
基本預金Ⅳ	三井住友銀行 大阪公務部	788,285,353	
現金(ヴァーレ)	小口支払資金	3,777,836	
現金	小口支払資金	164,654	
普通預金	三井住友銀行 大阪公務部	31,657,423	
	近畿労働金庫 本店営業部	34,267,980	
	りそな銀行 大阪公務部	3,799,282,690	
当座預金	りそな銀行 大阪公務部	771,461,848	
	りそな銀行 大阪営業部	37,986,132	
	三菱東京UFJ銀行 大阪営業部	11,318,900	
	みずほ銀行 船場支店	11,161,023	
	近畿大阪銀行 船場支店	4,957,385	
定期預金	三菱東京UFJ銀行 大阪公務部	600,000,000	
	三井住友銀行 大阪公務部	200,000,000	
	近畿労働金庫 本店営業部	5,000,000,000	
別段預金	みずほ銀行 大阪支店	94,995	
	りそな銀行 大阪公務部	118,339	
	三菱東京UFJ銀行 大阪公務部	87,014	
	三井住友銀行 大阪公務部	1,827,569	
売掛金			
売掛金(ヴァーレ)		15,924,884	
未収金			
未収会員掛金		4,615,199	
未収会員貸付金		122,884,502	
未収会員貸付金利息		339,737	
ヴァーレ事業未収金		1,583,062	
物品供給事業未収金		464,184	
保険取扱事業未収金		25,688	
未収保険料		3,066,737	
未収会員貯金		1,753,000	
未収火災掛金		13,426	
その他未収金		1,094,478	
前払金		559,819	
仮払金		925,000	
立替金			
その他立替金		5,000	
立替金(ヴァーレ)		330,310	
前払費用			
その他前払費用		6,750,736	
前払費用(ヴァーレ)		1,308,614	
前払利息		3,481,915	
	流動資産合計		16,135,926,913

科目		金額	
2. 固定資産			
(1) 基本財産			
投資有価証券		30,000,000	
	基本財産合計	30,000,000	
(2) その他の固定資産			
車両運搬具	ピアノ台車	346,500	
	車両運搬具減価償却累計額	-343,031	
器具備品	会館器具・備品等	234,987,014	
	器具備品減価償却累計額	-218,658,624	
一括償却資産		2,219,772	
電話加入権		1,106,784	
ソフトウェア	控除システム等	69,040,864	
差入保証金	ラフォーレ倶楽部 会員制施設保証金等	2,451,090,002	
厚生資金貸付金			
会員貸付金		6,035,294,668	
投資有価証券	国債・社債・株式等	72,189,443,957	
その他固定資産			
出資金	近畿労働金庫 出資金	55,000,000	
その他固定資産	絵画	500,000	
共済事業積立金	有価証券等	401,337,068	
貯金事業積立金	有価証券等	5,406,146,603	
遺児育英事業積立金	有価証券等	367,246,285	
	その他の固定資産合計	86,994,757,862	
	固定資産合計		87,024,757,862
	資産合計		103,160,684,775

科目		金額	
II 負債の部			
1. 流動負債			
買掛金			
買掛金(ヴァーレ)	11,971,425		
未払金			
事業費未払金	312,216,667		
事業費未払金(ヴァーレ)	71,395,165		
管理費未払金	6,378,954		
法人税等未払金	80,486,500		
消費税未払金	5,403,600		
未払費用	816,309,413		
		未払貯金利息	
前受金			
前受金(ヴァーレ)	2,017,920		
預り金			
預り金(ヴァーレ)	56,000		
所得税等預り金	384,832		
貯金利子所得税預り金	36,758		
解約貯金預り金	35,499,013		
過納金	2,238		
その他預り金	103,685,393		
仮受金			
仮受金	2,127,917		
		別段預金	
仮受金(ヴァーレ)	61,800		
4 互助協定預り金			
連合会給付金事業解約返戻金残金預り金	3,476,135,225		
その他預り金	89,343,871		
旧教互助生涯福祉事業解約返戻金残金預り金	233,803,594		
		流動負債合計	5,247,316,285
2. 固定負債			
引当金	4,377,900,000		
		退会慰労金	
長期借入金	400,000,000		
会員貯金	86,175,217,159		
受入保証金	40,000,000		
		固定負債合計	90,993,117,159
		負債合計	96,240,433,444
III 正味財産の部			
前期繰越正味財産	22,021,687,323		
当期正味財産増加額	-15,101,435,992		
		正味財産合計	6,920,251,331
		負債・正味財産合計	103,160,684,775

附属明細書

基本財産と特定資産の明細

平成23年3月31日現在

財団法人 大阪市職員互助会

区分	資産の種類	期首帳簿価額	当期増加額	当期減少額	期末帳簿価格
基本財産	投資有価証券	30,000,000	0	0	30,000,000
基本財産合計		30,000,000	0	0	30,000,000
特定資産	共済事業積立金 積立金	1,037,129,589	1,511,757,063	2,147,549,584	401,337,068
	貯金事業積立金 積立金	6,515,000,000	13,171,141,155	14,279,994,552	5,406,146,603
	遺児育英事業積立金 積立金	516,000,000	1,032,000,000	1,180,753,715	367,246,285
特定資産合計		8,068,129,589	15,714,898,218	17,608,297,851	6,174,729,956

引当金の明細

附属明細書

平成23年3月31日現在

財団法人 大阪市職員互助会

区分	引当金の種類	期首帳簿価額	当期増加額	当期減少額	期末帳簿価格
引当金	退会慰労金引当金	4,398,560,000	4,377,900,000	4,398,560,000	4,377,900,000
引当金合計		4,398,560,000	4,377,900,000	4,398,560,000	4,377,900,000

平成23年度

事業計画書

財団法人 大阪市職員互助会

第1部 互助会の概要

1 沿革

昭和63年4月1日 公益法人格を取得し、財団法人大阪市職員互助組合となる

平成19年4月1日 財団法人大阪市職員互助組合、大阪市交通局互助組合、大阪市水道局互助組合、財団法人大阪市教職員互助組合を統合し、財団法人大阪市職員互助会となる

2 事業の概要

互助会は、大阪市の事務事業の推進に協力し、市民に対する地方自治の啓発並びに市民サービスに寄与するとともに、市職員等の福祉の増進と福利厚生の実施により公務の円滑かつ能率的な運営を確保し、もって大阪市民の福祉の増進に寄与することを目的とする。

- (1) 大阪市民の福祉及び便益に資する事業
- (2) 地方自治の啓発に関する事業
- (3) 市が行う福利厚生に関する事務事業の受託
- (4) 市職員等の福利厚生に関する事業
- (5) その他当互助会の目的を達成するために必要な事業

3 基本財産

3,000万円 (平成23年2月1日現在)

第2部 事業計画書

1 事業計画

次の事業計画に基づき、事業を着実に実施するとともに、効率的な事業の執行に努める。

(1) 大阪市民の福祉及び便益に資する事業

市民の福祉に資するため、事業を行う。

また、市民の便益に資するため、会館の市民利用をはかり、各種会議、研修会、懇親会など市民が集う場を提供する。

(2) 地方自治の啓発に関する事業

大阪市が開催する諸行事に協賛し、パネル展示やビデオの上映等を通じて、市政の広報を行う。

(3) 市が行う福利厚生に関する事務事業の受託

ア 貯金取扱事業

市が行う労働基準法第18条第2項の規定による職員の貯金に関する事務の受託。

イ 健康増進施設利用助成事業に関する業務

市が行う健康増進施設利用助成事業に関する業務の受託。

(4) 市職員等の福利厚生に関する事業

ア 給付事業

職員の慶弔等の際し給付事業を行う。

イ 慰安厚生事業

元気回復や能力向上を目的とした福利厚生メニューの中から選択制により利用する事業を行う。

ウ 遺児育英資金補助事業

在職中死亡の職員の遺児に対して育英資金の補助を行う。

エ 厚生資金貸付事業

職員の生活上の不時の出費に対して資金を貸し付ける。

オ 物資あっせん事業

日用品等の販売斡旋等を行い、職員の生活利便の向上を図る。

カ 保険取扱事業

不慮の事故・災害・病気等に備え、各種保険の取扱いを行い、職員の安定したライフプランの構築に寄与する。

キ 結婚取扱事業

職員の結婚式の取扱いを行い、ライフイベントを援助する。

ク 特約店あっせん事業

百貨店・電気製品・企画旅行等の各種専門店を特約店に指定し、職員の利便に供する。

ケ 会館経営事業

会館を運営し、職員の文化教養の向上あるいは親睦・娯楽等に供し元気回復を図る。

コ 火災共済事業

火災等の災害に対する共済保険事業を行う。

サ その他

会報の発行等を行う。

(5) その他当互助会の目的を達成するために必要な事業

正味財産増減予算書

財団法人 大阪市職員互助会

平成 23年4月1日から 平成 24年3月31日まで

(単位 : 円)

科 目	実施事業等会計		その他会計		
	公益事業	厚生事業	貸付事業	受託事業	物品供給事業
I 一般正味財産増減の部					
1. 経常増減の部					
(1) 経常収益					
基本財産運用益	0	0	0	0	0
基本財産受取利息	0	0	0	0	0
特定資産運用益	0	0	0	0	0
特定資産受取利息	0	0	0	0	0
事業収益	0	736,865,000	237,111,000	69,683,000	18,021,000
会員掛金収益	0	587,110,000	0	0	0
市交付金収益	0	149,247,000	0	0	0
受託事業収益	0	0	0	69,683,000	0
厚生資金貸付事業収益	0	0	237,111,000	0	0
物品供給事業収益	0	0	0	0	18,021,000
保険取扱事業収益	0	0	0	0	0
会館経営事業収益	0	0	0	0	0
火災共済事業収益	0	0	0	0	0
その他厚生事業収益	0	508,000	0	0	0
その他貯金取扱事業収益	0	0	0	0	0
雑収益	0	30,102,000	138,540,000	25,000	446,000
受取利息及配当金	0	30,100,000	138,540,000	25,000	446,000
投資有価証券償還益	0	1,000	0	0	0
投資有価証券運用益	0	1,000	0	0	0
その他雑収益	0	0	0	0	0
共用資産負担収益	0	0	0	0	0
減価償却額負担収益	0	0	0	0	0
引当金戻入額	0	4,367,770,000	0	0	0
引当金繰入額	0	4,367,770,000	0	0	0
経常収益計	0	5,134,737,000	375,651,000	69,708,000	18,467,000
(2) 経常費用					
事業費	46,251,000	1,724,602,000	181,782,000	71,915,000	17,881,000
公益事業費	18,000,000	0	0	0	0
長期給付事業費	0	149,247,000	0	0	0
短期給付事業費	0	366,782,000	0	0	0
慰安厚生事業費	0	1,198,342,000	0	0	0
受託事業費	0	0	0	69,535,000	0
減価償却費	0	3,000	200,000	0	0
厚生資金貸付事業費	0	0	168,900,000	0	0
物品供給事業費	0	0	0	0	7,225,000
保険取扱事業費	0	0	0	0	0
会館経営事業費	0	0	0	0	0
貯金取扱事業費	0	0	0	0	0
火災共済事業費	0	0	0	0	0
遺児育英事業費	0	0	0	0	0
職員費	14,797,000	5,341,000	6,644,000	1,238,000	5,580,000
旅費交通費	91,000	37,000	41,000	7,000	34,000
事務費	1,887,000	700,000	846,000	156,000	710,000
役務費	10,074,000	3,635,000	4,523,000	843,000	3,800,000
賃借料	865,000	315,000	388,000	72,000	326,000
租税公課	4,000	5,000	1,000	20,000	5,000
雑費	533,000	195,000	239,000	44,000	201,000
管理費	0	0	0	0	0
職員費	0	0	0	0	0
旅費交通費	0	0	0	0	0
事務費	0	0	0	0	0
役務費	0	0	0	0	0
賃借料	0	0	0	0	0
租税公課	0	0	0	0	0
支払利息	0	0	0	0	0
減価償却費	0	0	0	0	0
雑費	0	0	0	0	0
雑損失	0	2,000	0	0	0
投資有価証券償還損	0	1,000	0	0	0
投資有価証券運用損	0	1,000	0	0	0
共用資産負担支出	2,668,000	978,000	1,192,000	222,000	1,010,000
減価償却額負担支出	2,668,000	978,000	1,192,000	222,000	1,010,000
引当金繰入額	0	4,337,195,000	0	0	0
引当金繰入額	0	4,337,195,000	0	0	0
経常費用計	48,919,000	6,062,777,000	182,974,000	72,137,000	18,891,000
当期経常増減額	▲ 48,919,000	▲ 928,040,000	192,677,000	▲ 2,429,000	▲ 424,000
2. 経常外増減の部					
(1) 経常外収益					
経常外収益計	0	0	0	0	0
(2) 経常外費用					
雑損失	0	0	0	0	0
その他雑損失	0	0	0	0	0
有価証券売却費用	0	0	0	0	0
有価証券売却費用	0	0	0	0	0
経常外費用計	0	0	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0	0	0
税引前当期一般正味財産増減額	▲ 48,919,000	▲ 928,040,000	192,677,000	▲ 2,429,000	▲ 424,000
法人税等	0	0	0	90,000	23,000
当期一般正味財産増減額	▲ 48,919,000	▲ 928,040,000	192,677,000	▲ 2,519,000	▲ 447,000
一般正味財産期首残高	0	0	0	0	0
一般正味財産期末残高	▲ 48,919,000	▲ 928,040,000	192,677,000	▲ 2,519,000	▲ 447,000
II 指定正味財産増減の部					
当期指定正味財産増減額	0	0	0	0	0
指定正味財産期首残高	0	0	0	0	0
指定正味財産期末残高	0	0	0	0	0
III 正味財産期末残高	▲ 48,919,000	▲ 928,040,000	192,677,000	▲ 2,519,000	▲ 447,000

正味財産増減予算書

財団法人 大阪市職員互助会

平成 23年4月1日から 平成 24年3月31日まで

(単位 : 円)

科 目	その他会計				
	保険取扱事業	会館経営事業	貯金事業	火災共済事業	遺児育英資金
I 一般正味財産増減の部					
1. 経常増減の部					
(1) 経常収益					
基本財産運用益	0	0	0	0	0
基本財産受取利息	0	0	0	0	0
特定資産運用益	0	0	156,609,000	0	27,738,000
特定資産受取利息	0	0	156,609,000	0	27,738,000
事業収益	224,249,000	823,864,000	50,000	121,585,000	0
会員掛金収益	0	0	0	0	0
市交付金収益	0	0	0	0	0
受託事業収益	0	0	0	0	0
厚生資金貸付事業収益	0	0	0	0	0
物品供給事業収益	0	0	0	0	0
保険取扱事業収益	224,249,000	0	0	0	0
会館経営事業収益	0	823,864,000	0	0	0
火災共済事業収益	0	0	0	121,585,000	0
その他厚生事業収益	0	0	0	0	0
その他貯金取扱事業収益	0	0	50,000	0	0
雑収益	21,945,000	1,080,000	1,896,730,000	37,721,000	423,000
受取利息及配当金	21,945,000	1,080,000	1,893,747,000	37,721,000	423,000
投資有価証券償還益	0	0	2,982,000	0	0
投資有価証券運用益	0	0	1,000	0	0
その他雑収益	0	0	0	0	0
共用資産負担収益	0	0	0	0	0
減価償却額負担収益	0	0	0	0	0
引当金戻入額	0	0	0	0	0
引当金戻入額	0	0	0	0	0
経常収益計	246,194,000	824,944,000	2,053,389,000	159,306,000	28,161,000
(2) 経常費用					
事業費	53,098,000	955,070,000	1,704,082,000	28,668,000	20,726,000
公益事業費	0	0	0	0	0
長期給付事業費	0	0	0	0	0
短期給付事業費	0	0	0	0	0
慰安厚生事業費	0	0	0	0	0
受託事業費	0	0	0	0	0
減価償却費	0	0	30,646,000	65,000	0
厚生資金貸付事業費	0	0	0	0	0
物品供給事業費	0	0	0	0	0
保険取扱事業費	5,165,000	0	0	0	0
会館経営事業費	0	808,961,000	0	0	0
貯金取扱事業費	0	0	1,647,559,000	0	0
火災共済事業費	0	0	0	20,490,000	0
遺児育英事業費	0	0	0	0	18,366,000
職員費	25,076,000	10,897,000	13,555,000	4,251,000	1,238,000
旅費交通費	154,000	67,000	83,000	26,000	7,000
事務費	3,200,000	1,390,000	1,728,000	540,000	156,000
役務費	17,071,000	132,513,000	9,228,000	2,894,000	843,000
賃借料	1,465,000	637,000	792,000	248,000	72,000
租税公課	64,000	213,000	3,000	1,000	0
雑費	903,000	392,000	488,000	153,000	44,000
管理費	0	0	0	0	0
職員費	0	0	0	0	0
旅費交通費	0	0	0	0	0
事務費	0	0	0	0	0
役務費	0	0	0	0	0
賃借料	0	0	0	0	0
租税公課	0	0	0	0	0
支払利息	0	0	0	0	0
減価償却費	0	0	0	0	0
雑費	0	0	0	0	0
雑損失	0	0	455,000	0	0
投資有価証券償還損	0	0	454,000	0	0
投資有価証券運用損	0	0	1,000	0	0
共用資産負担支出	4,528,000	1,961,000	2,446,000	768,000	222,000
減価償却額負担支出	4,528,000	1,961,000	2,446,000	768,000	222,000
引当金繰入額	0	0	0	0	0
引当金繰入額	0	0	0	0	0
経常費用計	57,626,000	957,031,000	1,706,983,000	29,436,000	20,948,000
当期経常増減額	188,568,000	▲ 132,087,000	346,406,000	129,870,000	7,213,000
2. 経常外増減の部					
(1) 経常外収益					
経常外収益計	0	0	0	0	0
(2) 経常外費用					
雑損失	37,000	0	0	0	0
その他雑損失	37,000	0	0	0	0
有価証券売却費用	0	0	1,000	0	0
有価証券売却費用	0	0	1,000	0	0
経常外費用計	37,000	0	1,000	0	0
当期経常外増減額	▲ 37,000	0	▲ 1,000	0	0
税引前当期一般正味財産増減額	188,531,000	▲ 132,087,000	346,405,000	129,870,000	7,213,000
法人税等	251,000	957,000	21,462,000	0	0
当期一般正味財産増減額	188,280,000	▲ 133,044,000	324,943,000	129,870,000	7,213,000
一般正味財産期首残高	0	0	0	0	0
一般正味財産期末残高	188,280,000	▲ 133,044,000	324,943,000	129,870,000	7,213,000
II 指定正味財産増減の部					
当期指定正味財産増減額	0	0	0	0	0
指定正味財産期首残高	0	0	0	0	0
指定正味財産期末残高	0	0	0	0	0
III 正味財産期末残高	188,280,000	▲ 133,044,000	324,943,000	129,870,000	7,213,000

正味財産増減予算書

財団法人 大阪市職員互助会

平成 23年4月1日から 平成 24年3月31日まで

(単位 : 円)

科 目	その他会計	法人会計	合 計
	小計		
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
基本財産運用益	0	570,000	570,000
基本財産受取利息	0	570,000	570,000
特定資産運用益	184,347,000	0	184,347,000
特定資産受取利息	184,347,000	0	184,347,000
事業収益	2,231,428,000	0	2,231,428,000
会員掛金収益	587,110,000	0	587,110,000
市交付金収益	149,247,000	0	149,247,000
受託事業収益	69,683,000	0	69,683,000
厚生資金貸付事業収益	237,111,000	0	237,111,000
物品供給事業収益	18,021,000	0	18,021,000
保険取扱事業収益	224,249,000	0	224,249,000
会館経営事業収益	823,864,000	0	823,864,000
火災共済事業収益	121,585,000	0	121,585,000
その他厚生事業収益	508,000	0	508,000
その他貯金取扱事業収益	50,000	0	50,000
雑収益	2,127,012,000	3,131,000	2,130,143,000
受取利息及配当金	2,124,027,000	0	2,124,027,000
投資有価証券償還益	2,983,000	0	2,983,000
投資有価証券運用益	2,000	0	2,000
その他雑収益	0	3,131,000	3,131,000
共用資産負担収益	0	20,217,000	20,217,000
減価償却額負担収益	0	20,217,000	20,217,000
引当金戻入額	4,367,770,000	0	4,367,770,000
引当金戻入額	4,367,770,000	0	4,367,770,000
経常収益計	8,910,557,000	23,918,000	8,934,475,000
(2) 経常費用			
事業費	4,757,824,000	0	4,804,075,000
公益事業費	0	0	18,000,000
長期給付事業費	149,247,000	0	149,247,000
短期給付事業費	366,782,000	0	366,782,000
慰安厚生事業費	1,198,342,000	0	1,198,342,000
受託事業費	69,535,000	0	69,535,000
減価償却費	30,914,000	0	30,914,000
厚生資金貸付事業費	168,900,000	0	168,900,000
物品供給事業費	7,225,000	0	7,225,000
保険取扱事業費	5,165,000	0	5,165,000
会館経営事業費	808,961,000	0	808,961,000
貯金取扱事業費	1,647,559,000	0	1,647,559,000
火災共済事業費	20,490,000	0	20,490,000
遺児育英事業費	18,366,000	0	18,366,000
職員費	73,820,000	0	88,617,000
旅費交通費	456,000	0	547,000
事務費	9,426,000	0	11,313,000
役務費	175,350,000	0	185,424,000
賃借料	4,315,000	0	5,180,000
租税公課	312,000	0	316,000
雑費	2,659,000	0	3,192,000
管理費	0	130,108,000	130,108,000
職員費	0	23,516,000	23,516,000
旅費交通費	0	144,000	144,000
事務費	0	3,078,000	3,078,000
役務費	0	55,703,000	55,703,000
賃借料	0	1,368,000	1,368,000
租税公課	0	407,000	407,000
支払利息	0	6,435,000	6,435,000
減価償却費	0	38,574,000	38,574,000
雑費	0	883,000	883,000
雑損失	457,000	0	457,000
投資有価証券償還損	455,000	0	455,000
投資有価証券運用損	2,000	0	2,000
共用資産負担支出	13,327,000	4,222,000	20,217,000
減価償却額負担支出	13,327,000	4,222,000	20,217,000
引当金繰入額	4,337,195,000	0	4,337,195,000
引当金繰入額	4,337,195,000	0	4,337,195,000
経常費用計	9,108,803,000	134,330,000	9,292,052,000
当期経常増減額	▲ 198,246,000	▲ 110,412,000	▲ 357,577,000
2. 経常外増減の部			
(1) 経常外収益			
経常外収益計	0	0	0
(2) 経常外費用			
雑損失	37,000	0	37,000
その他雑損失	37,000	0	37,000
有価証券売却費用	1,000	0	1,000
有価証券売却費用	1,000	0	1,000
経常外費用計	38,000	0	38,000
当期経常外増減額	▲ 38,000	0	▲ 38,000
税引前当期一般正味財産増減額	▲ 198,284,000	▲ 110,412,000	▲ 357,615,000
法人税等	22,783,000	0	22,783,000
当期一般正味財産増減額	▲ 221,067,000	▲ 110,412,000	▲ 380,398,000
一般正味財産期首残高	0	0	0
一般正味財産期末残高	▲ 221,067,000	▲ 110,412,000	▲ 380,398,000
II 指定正味財産増減の部			
当期指定正味財産増減額	0	0	0
指定正味財産期首残高	0	0	0
指定正味財産期末残高	0	0	0
III 正味財産期末残高	▲ 221,067,000	▲ 110,412,000	▲ 380,398,000